

## 第25期における意思の表出の案の提出期限等について

〔令和4年7月27日  
日本学術会議第328回幹事会決定〕

意思の表出の適切な発出（内容、時期など）を実現するとともに、期末における集中を回避し、査読及び審議（意思の表出の案を承認するための審議をいう。以下同じ。）に要する十分な期間を確保するため、第25期における意思の表出の案の提出期限等については、以下のとおりとする。

ただし、緊急又は早期の意思の表出が求められるなどの特段の事情がある場合は、この限りでない。

### 1. 検討課題等の提出期限

意思の表出等の作成手続について（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）Ⅱ2の規定に基づき、意思の表出の発出を希望する委員会等は、遅くとも令和5年1月31日までに、意思の表出を行おうとする検討課題等を事務局（科学的助言等対応委員会の事務を担当する者）に提出する。

### 2. 査読案の提出期限

部及び分野別委員会並びにそれらの下の分科会は、遅くとも令和5年3月31日までに、意思の表出の案（査読を受ける案）を事務局（査読組織の事務を担当する者）に提出する。

幹事会附置委員会、機能別委員会、課題別委員会及びそれらの下の分科会並びに若手アカデミーは、遅くとも令和5年6月30日までに、意思の表出の案（査読を受ける案）を事務局（査読組織の事務を担当する者）に提出する。

### 3. 審議案の提出期限

部及び分野別委員会並びにそれらの下の分科会は、遅くとも令和5年4月30日までに、意思の表出の案（査読を完了した案）を事務局（審議組織の事務を担当する者）に提出する。

幹事会附置委員会、機能別委員会、課題別委員会及びそれらの下の分科会並びに若手アカデミーは、遅くとも令和5年7月31日までに、意思の表出の案（査読を完了した案）を事務局（審議組織の事務を担当する者）に提出する。

### 4. 留意事項

- (1) 委員会等において計画的に審議を行うこととし、上記に定める期限までに提出がなかった場合は、本期中に意思の表出を発出できないことがあるため留意すること。
- (2) 査読組織及び審議組織においては、意思の表出の質を確保する観点から、十分な査読及び審議を実施すること。特に査読組織においては、上記審議案の提出期限のために拙速な査読とならないよう留意すること。
- (3) 議論が尽くされない場合、査読及び審議が完了しない場合、次期に意思の表出を行うことが適切であると考えられる場合などにおいては、次期に継続して審議

することとし、今期の審議経過を「記録」として取りまとめることを含めて検討すること。

- (4) 委員会等の活動として、学術フォーラム又はシンポジウムの開催、日本学術会議協力学術研究団体との対話、国際学術会議団体との連携など、意思の表出の発出以外についてもあわせて検討すること。

## 5. その他

分野別委員会並びにそれらの下の分科会による検討課題等並びに見解及び報告に係る査読及び審議を受ける案の提出期限は、各部において1. から3. までに定める期限より前の期限を定めることができる。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この決定は、決定の日から施行する。  
(この決定の失効)
- 2 この決定は、令和5年9月30日限りでその効力を失う。

(参考1) 提出期限一覧

	部及び分野別委員会並びにそれらの下の分科会	幹事会附置委員会、機能別委員会、課題別委員会及びそれらの下の分科会並びに若手アカデミー
検討課題等の提出期限	令和5年1月31日まで	令和5年1月31日まで
査読案の提出期限	令和5年3月31日まで	令和5年6月30日まで
審議案の提出期限	令和5年4月30日まで	令和5年7月31日まで

(参考2) 査読組織及び審議組織一覧（上段：査読組織、下段：審議組織）

作成主体 種類	分野別委員会 分科会	分野別委員会、 部に置かれる 分科会	課題別委員会 に置かれる分 科会、機能別委 員会に置かれる 分科会、幹事 会附置委員会 に置かれる分 科会	部、課題別委員 会、機能別委員 会、幹事会附置 委員会、若手ア カデミー
勧告、答申、 要望、声明	分野別委員会、 対応委員会	対応委員会	委員会、対応委 員会	対応委員会
	幹事会、総会	幹事会、総会	幹事会、総会	幹事会、総会
提言、回答	分野別委員会、 対応委員会	対応委員会	委員会、対応委 員会	対応委員会
	幹事会	幹事会	幹事会	幹事会
見解	分野別委員会、 部	部	委員会	—
	対応委員会	対応委員会	対応委員会	対応委員会
報告	分野別委員会	—	—	—
	部	部	委員会	対応委員会

※「意思の表出等の作成手続について」（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）の定めを整理したもの。

※「対応委員会」とは、科学的助言等対応委員会をいう。